

# 記帳支援事務処理要綱

(目的)

第1条 本要綱は、四日市商工会議所（以下、「当所」という。）が定める記帳支援実施規則に基づき実施される記帳支援の内容及び料金等についての細則を定める。

(記帳支援の内容)

第2条 記帳支援の内容は以下の区分のとおりとし、事業者は下記の範囲でその事務を行い、当所は下記の支援内容を提供する。

## 1. 伝票入力代行

### (1) 事業者が行う協力内容

- ① 現金出納帳の作成
- ② 現金出納帳と日々の現金残高との照合
- ③ 入金、出金、振替伝票の作成
- ④ 決算書、確定申告書、消費税申告書の作成

### (2) 当所が提供する支援内容

- ① 現金出納帳、各種伝票の作成支援
- ② 提出された各種伝票の会計ソフト入力
- ③ 合計残高試算表、総勘定元帳、その他必要な帳票類の作成支援
- ④ 事業者が作成する決算書、確定申告書、消費税申告書のアドバイス
- ⑤ 税理士による経理処理チェック
- ⑥ 年末調整支援

## 2. 会計ソフト入力支援

### (1) 事業者が行う事務内容

- ① 現金出納帳、預金出納帳、伝票等の作成
- ② 現金出納帳、預金出納帳と日々の現金・預金残高との照合
- ③ 会計ソフトへの入力
- ④ 決算書、確定申告書、消費税申告書の作成

### (2) 当所が提供する支援内容

- ① 会計ソフトの初期設定支援（注）
- ② 現金出納帳、預金出納帳、伝票等の入力作成支援
- ③ 経理処理のチェック
- ④ 事業者が作成する決算書、確定申告書、消費税申告書のアドバイス
- ⑤ 税理士による経理処理チェック
- ⑥ 年末調整支援

(注) 会計ソフトの購入及び導入後のメンテナンスは事業者の責任で行う。

(記帳支援における事業者の義務)

第3条 記帳支援における事業者の義務は下記のとおりとする。

1. 伝票入力代行

伝票入力代行支援を受ける事業者は、日々の取引の原始記録を作成・整理し、次に定める期日までに当所に提出する。

1月～3月分 5月末日まで

4月～6月分 8月末日まで

7月～9月分 11月末日まで

10月～12月分 1月末日まで

2. 会計ソフト入力支援

会計ソフト入力支援を受ける事業者は、日々の取引の原始記録を作成・整理し、会計ソフトに日々の取引を入力した上で、次に定める期日までに入力データ又は総勘定元帳と原始記録を当所に提出する。

1月～3月分 5月末日まで

4月～6月分 8月末日まで

7月～9月分 11月末日まで

10月～12月分 1月末日まで

3. 事業者は、毎年期日どおりに税務申告を行い、かつ税納付を確実に行う。

(手数料)

第4条 当所の行う記帳支援の手数は以下のとおりとする。

1. 伝票入力代行(半年毎1回の税理士によるチェック含む)

平成27年3月まで … 1,900円/月及び伝票50枚超1枚38円(税別)

令和元年9月まで … 4,110円/月(税込)

令和元年10月から … 4,190円/月(税込)

2. 会計ソフト入力支援(半年毎1回の税理士によるチェック含む)

令和元年9月まで … 2,050円/月(税込)

令和2年12月まで … 2,090円/月(税込)

令和3年1月以降 … 2,000円/月(税別)

(手数料の支払い方法)

第5条 事業者は、前条に規定する手数料を委託期間が満了する毎年3月末日までに、当所中小企業相談所に持参又は請求書記載の指定金融機関口座に振込みの方法により支払う。この場合の振込手数料は事業者の負担とする。

(税理士への委嘱)

第6条 当所は、事業者の税務書類の作成については、当所専門指導員である税理士の指導を受けるものとする。

(税務調査の立会い)

第7条 当所は、事業者の税務調査については立ち会わない。

附 則

1. 本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

但し、平成25年3月31日までに当所が受託した記帳支援の対象者は、「小規模事業者記帳継続指導実施要綱」、「記帳機械化実施要綱」、「記帳機械化事務処理委託規約」を適用する。

附 則

1. 第4条（手数料）の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. 第4条（手数料）の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1. 第4条（手数料）の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。